

# 第三者のためにする契約の活用による 複合契約における弱者保護

加賀山 茂

## 第三者のためにする契約の活用による複合契約における弱者保護

「第三者のためにする契約」による再構成

明治学院大学 法学部 教授  
加賀山 茂

## 目次

- 1. 第三者のためにする契約
  - 現行条文
  - 典型例
  - 民法改正法案(新設)
  - 債権譲渡の再構成
  - 債務引受の再構成(新設)
    - 旧民法・旧民法の仕組み
    - 現行民法514条の立法理由
    - 債務引受の再構成
    - 民法改正法案による新設
  - 保証契約の再構成
  - 契約の地位の譲渡の再構成
    - 民法改正法案(新設)
- 2. 販売信用の再構成
  - 販売信用の位置づけ
  - 売買と割賦販売
  - 割賦販売の基本ユニット
  - ローン提携販売の再構成
  - 個別信用あっせんのみ
  - 個別信用あっせんの再構成
  - ローン提携販売の再構成
  - 販売信用の展開
- 3. 最高裁判例批判
  - 平成2年判決
  - 平成23年判決 (1), (2), (3)

## 1. 第三者のためにする契約 万能の基本ユニット

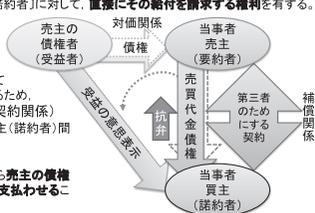
1. 第三者のためにする契約の典型例
2. 第三者のためにする契約による債権譲渡
3. 第三者のためにする契約による債務引受
4. 第三者のためにする契約による保証契約
5. 第三者のためにする契約による契約上の地位の譲渡

## 第三者のためにする契約 (現行民法の条文)→改正案

- **第537条**(第三者のためにする契約)
  - ①契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して**直接にその給付を請求する権利**を有する。
  - ②前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の**利益を享受する意思を表示した時**に発生する。
- **第538条**(第三者の権利の確定)
  - 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。
- **第539条**(債務者の抗弁)
  - 債務者は、第537条(第三者のためにする契約)第1項の**契約に基づき抗弁をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができる。**

## 第三者のためにする契約(典型例)

- **第537条**(第三者のためにする契約)
  - [対価関係] 契約により、当事者の一方(要約者)が、第三者(受益者)に対して、
  - [補償関係] ある給付をすることを約したときは、その第三者は、
  - [直接関係] 債務者(諾約者)に対して、**直接にその給付を請求する権利**を有する。
- **典型例**
  1. 原因1: **対価関係**
    - 売主が、その債権者に負っている債務を弁済するため、
  2. 原因2: **補償関係**(契約関係)
    - 売主(要約者)と買主(諾約者)間の約束で、
  3. 結果: **直接関係**
    - 売買代金を買主から**売主の債権者(受益者)に直接支払**わせることができる。



## 第三者のためにする契約 民法(債権関係)改正法案←現行法

- **第537条**(第三者のためにする契約)
  - ①(略)
  - (新設)②前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存していない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。
  - ③第1項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の**利益を享受する意思を表示した時**に発生する。
- **第538条**(第三者の権利の確定)
  - ①(略)
  - (新設)②前条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第1項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。

### 第三者のためにする契約による 債権譲渡の再定義

通常債権譲渡      第三者のためにする契約を使った債権譲渡

③債権譲渡

抗弁

2015/9/25      Lecture on Contract      7

### わが国に債務引受の規定がない理由(1/3) 旧民法には規定があった

- 旧民法 財産編 第496条〔債務者の交替による更改〕
  - ①債務者の交替に因る更改は、或は旧債務者より新債務者にする為せる囑託〔délégation〕に因り、或は旧債務者の承諾なくして新債務者の随意の干渉〔Intervention spontanée〕に因りて行はる。
  - ②囑託には完全のもの有り、不完全のもの有り。
  - ③第三者の随意の干渉〔Intervention spontanée d'un tiers〕は下に記載する如く、除約〔novation par expromission〕又は補約〔simple adpromission〕を成す。
- ◆ この規定は、ポワソナードが、フランス民法典1274条（現行民法514条本文に同じ）を参考にしつつも、フランスの学説・判例によって発展した債務引受の制度（免責的債務引受、併存的債務引受）を明文化した貴重な条文である。

2015/9/25      Lecture on Contract      8

### わが国に債務引受の規定がない理由(2/3) 旧民法の規定はパーフェクトだった

干渉(債務者の交代) 対価関係      囑託(指図) 対価関係

抗弁

このように、旧民法では、2種類の債務引受が実現されている。現行民法の立法者は、この点を理解できず、債務者の交代による更改を規定するに留めてしまった。

2015/9/25      Lecture on Contract      9

### わが国に債務引受の規定がない理由(2/2) 現行民法の起草者による重要規定の削除

- 民法514条の立法理由
  - 立法の趣旨
    - 本条は既成法典財産編第496条第1項の規定に相当す。
  - 旧民法の規定の改正（「囑託」等の重要性を認識できず）
    - 同条には囑託〔délégation〕、除約〔novation par expromission〕又は補約〔simple adpromission〕の如き新熟語を用いて学理的の説明を為せども、是れ独り其用なきのみならず、頗る法典の体を失するものなるを以て、改めて本案の如くしたり。
  - 第三者の弁済の規定と調和する但書きの追加
    - 本条の但書は諸国に例なき所なれども既に弁済の規定に於て之に類似の法文〔民法474条2項〕を設けたるに因り、更改の場合にも亦之を置きて二者の権衡を保たんと欲したり。

2015/9/25      Lecture on Contract      10

### 第三者のためにする契約による 債務引受の再定義

通常債務引受      第三者のためにする契約による債務引受

対価関係      対価関係

抗弁

2015/9/25      Lecture on Contract      11

### 債務引受の規定の新設

- 民法（債権関係）改正案において、債務引受（並存的・免責的）の規定が新設される。
- （新設）第470条（併存的債務引受の要件及び効果）
  - ①併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。
  - ②併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。
  - ③併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。
  - ④前項の規定によつてする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う。

2015/9/25      Lecture on Contract      12

### 第三者のためにする契約による保証契約の再定義

通常の保証契約      第三者のためにする契約による保証契約

2015/3/25      Lecture on Contract      13

### 契約上の地位の譲渡

同一当事者間の契約で権利と義務を同時に移転する方法の解明

旧買貸人が権利を譲渡 (通常の債権譲渡によることで可能)      新買貸人が債務を引受け (第三者のためにする契約によることで可能)

最二判昭46・4・23民集25巻3号388頁  
買貸人の地位の譲渡の場合、新所有者に義務の承継を認めることが買借人にとって有利であるから、買借人の承諾を必要とせず、旧所有者と新所有者間の契約をもってこれをなすことができる。

2015/3/25      Lecture on Contract      14

### 契約上の地位の譲渡の規定の新設

■第三款 契約上の地位の移転

■第539条の2[契約上の地位の移転]

■契約の当事者の一方[例えば、買貸人]が第三者[例えば、新所有者]との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方[例えば、買借人]がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

2015/3/25      Lecture on Contract      15

### 2. 第三者のためにする契約による販売信用の再構成

1. 割賦販売とはどのような契約か?
2. ローン提携販売とは?
3. 個別信用購入あっせんとは?
4. 消費者が販売店に対して有している抗弁はクレジット会社に対して対抗できるか?

2015/3/25      Lecture on Contract      16

### 販売信用の類型

#### 割賦販売法2条

2015/3/25      Lecture on Contract      17

### 割賦販売と通常の売買との比較

→クレジット販売: →ローン提携販売

通常の売買契約      割賦販売の基本ユニット

①代金支払い      引渡請求権      ①引渡し

②割賦代金支払い      代金債権      引渡請求権      所有権留保      ①引渡し

Simultaneous performance      Buy now, pay later.

2015/3/25      Lecture on Contract      18

### 割賦販売の基本ユニットの応用(1/5) ローン提携販売(1) 割賦販売? →基本

④買金の履行請求  
③一括弁済  
②保証人  
①引渡し  
所有権留保  
引渡請求権  
⑤買主と金銭貸借  
⑥債主と金銭貸借  
抗弁

- 従来の考え方によると、ローン提携販売は、経済的には、割賦販売と同じ効果を生じるが、法律的には、売買と消費貸借契約との組み合わせに過ぎないとしてきた。
- ◆ しかし、これでは、金を借りて、売買契約をしたのと同じであり、これを割賦販売として扱うことは困難である。

2015/3/25 Lecture on Contract 19

### 割賦販売の基本ユニットの応用(2/5) クレジット販売(三当事者契約) →基本

③債権売買代金  
②保証人  
①引渡し  
所有権留保  
引渡請求権  
⑤債主と金銭貸借  
⑥債主と金銭貸借  
抗弁

- この契約形態は、割賦販売の一種と考えることが容易である。
- しかし、割賦販売と債権売買が別々の契約とみなされ、抗弁の切断を正当化するおそれがある。最高裁も、特別法が適用されない場合に、抗弁の切断を認めている(最三判平2・20年夕731号21頁、判時1354号76頁)。

2015/3/25 Lecture on Contract 20

### 割賦販売の基本ユニットの応用(3/5) クレジット販売(第三者のためにする契約) →基本

③債権売買代金支払(受益の意思表示)  
②保証人  
①引渡し  
所有権留保  
引渡請求権  
⑤債主と金銭貸借  
⑥債主と金銭貸借  
抗弁

- 同じ契約でも、「第三者のためにする契約」の状況が変わってくる。
- 第1に、割賦販売も債権売買も同一当事者間の契約となる。
- 第2に、債権会社は、契約当事者ではなくなる。
- 第3に、明文の規定によって、債権会社は、抗弁の対抗を受けることになる(最高裁判決の克服)。

2015/3/25 Lecture on Contract 21

### 割賦販売の基本ユニットの応用(4/5) ローン提携販売(2) (三者契約) →基本

③買主経由 売主への融資  
②保証人  
①引渡し  
所有権留保  
引渡請求権  
⑤債主と金銭貸借  
⑥債主と金銭貸借  
抗弁

- ローン提携販売を実質的な売主への融資と考え、債権売買として構成すると、割賦販売の一種と考えることが容易である。
- しかし、割賦販売と債権売買が別々の契約とみなされ、抗弁の切断を正当化するおそれがある。

2015/3/25 Lecture on Contract 22

### 割賦販売の基本ユニットの応用(5/5) ローン提携販売(3) (第三者のためにする契約) →基本

③債権売買代金支払い  
②将来資力の担保  
①引渡し  
所有権留保  
引渡請求権  
⑤債主と金銭貸借  
⑥債主と金銭貸借  
抗弁

- ローン提携販売を実質的な売主への融資と考え、かつ、「第三者のためにする契約」として構成することができる。
- 第1に、割賦販売も債権売買も同一当事者間の契約となる。
- 第2に、明文の規定によって、金融機関は、抗弁の対抗を受けることになる。
- 第3に、金融機関は、契約当事者ではないが、買主に対する直接の権利と売主に対して、債権売買の担保責任を追及できる。

2015/3/25 Lecture on Contract 23

### 販売信用の展開 →基本

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 自社割賦販売<br>二当事者           | 特殊の売買→準消費貸借<br>(民法588条)                       |
| ローン提携販売<br>三当事者(銀行の介入)   | 売買と金銭消費貸借の結合→<br>債権売買、売主の資力担保必須<br>(民法569条2項) |
| クレジット販売<br>三当事者(クレジット会社) | 一括立替払いの委託→<br>債権売買、売主の資力担保不要<br>(民法569条1項)    |

2015/3/25 Lecture on Contract 24



## 第三者のためにする契約の活用による複合契約における弱者保護

個別慣用購入あっせんの「第三者のためにする契約」による再構成

ご清聴ありがとうございました。

30/59/25



Lecture on Contract



31